

## 新型コロナウイルス情報（ボツワナ）（4/3 現在）

- 4月3日現在、ボツワナでの累計感染者数は4名（うち死亡者数は1名）です。
- 「厳格な社会的距離の確保」措置中、外出には政府が指定した Form A が必要です。
- 感染が疑われる場合には所定の場所に連絡し指示を仰いでください。
- 短期旅行者でボツワナに滞在を余儀なくされている場合には当館に滞在場所の連絡をお願いします。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

### 1 コロナ感染状況

(1) 4月3日現在、ボツワナでの累計感染者数は4名（うち死亡者数は1名）です。

(2) 31日、ボツワナ政府は、ボツワナにおける初の新型コロナウイルスによる死亡例が確認されたと発表しました。亡くなったのはラモツワ在住の79歳女性で、南アフリカへの渡航歴がありました。発症後14名とコンタクトがあったことが判明しており、現在全員が隔離され、Covid-19の検査を受け、結果待ちという状況です。

### 2 ボツワナ政府対応

(1) 4月2日夜、ボツワナ政府は、4月3日早朝から実施する28日間の「厳格な社会的距離の確保」措置下における外出方法につき以下のとおり発表しました。

- ・原則として外出は禁止。必要不可欠なサービス提供者・配達者を除き在宅勤務。
- ・外出できるのは以下の者に限定する：(i)必要不可欠なサービス提供者、(ii)生活必需品等を運搬する者、(iii)社会保護支給品を受け取る者、(iv)生活必需品・必要不可欠なサービス・農業物資を購入する者、及び、(v)緊急・救命・慢性的な医療を必要とする者。
- ・(iii)(iv)(v)に該当する場合にはボツワナ政府が指定する Form A に記入し携帯することによって特例として外出が可能。これは外出するたびに記入する必要がある。
- ・(i)及び(ii)に該当する場合には雇用者から Form B へ記入してもらい携行する必要がある。
- ・Form A 及び Form B は下記から入手可能。

<https://drive.google.com/file/d/18CXwf6zcsuuR-AencG1yg-NpT2LmKtp7/view?usp=sharing>

・外出は、午前8時から午後8時の間に限り、以下の「essential services」を提供する自宅から最寄りの店舗に限定される：肉屋 (butchery), 葬儀会社 (funeral parlour), 商店 (general dealer), ベーカリー (bakery), メンテナンス及びハードウェアサービス (maintenance or hardware services), 軽食売店 (tuckshop), 健康関連施設 (health facility), 医療 (medical aid services), レストラン及びテイクアウト (restaurant or takeaway), スーパーマーケット (supermarket), ガソリンスタンド (fuel filling station), 薬局 (pharmacy or chemist), 社会保護支給品受け取り場所 (designated place for the collection of social protection

packages), 銀行 (bank), 及び保険会社 (insurance company)。(注: Form A には, どの essential service のために外出するのか記入する欄がありますので, 上記を参考にしてください。)

・これに違反した場合には, 5, 0 0 0 プラ以下の罰金, あるいは6か月以下の禁固刑, また, その両方に処せられる場合もある。

・不要不急の村と村, 街と街, 都市と都市, 県と県の移動は禁止。

・3名以上が集まることは禁止。

(2) 外出の際, 警察に止められ質問を受けることがあるかもしれませんので, その際には警察の指示に従ってください。人物証明が求められる可能性がありますので, 外出の際は必ずパスポートを携行してください。なお, 外出は「特例措置」として認められていますので, この期間中の不要不急の外出はできるだけ控えるようにしてください。

### 3 COVID-19 への感染が疑われる場合

(1) COVID-19 を疑う症状 (発熱, 咳または息切れ, 倦怠感等) がある, 最近感染国へ渡航した, 感染者に接触した場合は, 保健省が推奨しているとおりに, ご自身の判断で医療機関を訪問し検査を受けるのではなく, まずは保健省のコロナ・ヘルプラインに電話し, 指示を仰いでください。

・コロナ・ヘルプライン: 3 7 3 2 2 7 3 / 3 6 3 2 7 5 6 / 3 6 3 2 7 5 7 (07:30 から 22:00 の間), 9 9 7 (22:00 から翌朝 7:30 の間)

(2) 自宅にて様子を見るよう指示があった場合, 保健省が推奨しているとおりに, 以下を心がけてください。

・自宅待機する。ウィルスに感染している場合, 他の人を感染させてしまう恐れがあるため, 他の人とのコンタクトを避ける。

・休息をしっかりと取り, 水分を十分補給する。

・症状を観察する。体温, 咳, 頭痛, 息切れ, 喉の痛み, 下痢など, 毎日自分の症状を観察し, 症状が悪化した場合, ただちに上記のコロナヘルプラインに電話をする。

・咳やくしゃみをするときは, 鼻と口をティッシュで覆う。可能な限り頻繁に, 石けんと清潔な水で手を洗う。

・可能な限り, 家の中で他の人から離れた部屋に待機する。家の中で, 他の人の近くにいる必要がある場合は, 社会的距離を確保する。

・カウンター, テーブルの上, ドアノブなどを洗剤やふきん等を使い, 触れた全ての表面を清潔に保つ。

・家の中で, 皿, タオル, ベッドリネン等個人の身の回り品を他の人と共有しない。

(3) 現在, ボツワナで検査可能なラボラトリーは, 国立保健研究所 (National Health Laboratory (NHL)) のみとなっています。

(4) COVID-19 に対処するための主な指定病院は, 以下のとおりです。

- ・ ハボロネ : Sir Ketumile Masire Teaching Hospital
- ・ マウン : Matshwane Clinic
- ・ カサネ : Kasane Hospital
- ・ フランシスタウン : Ntshe Clinic
- ・ ハンツィ : Gantsi Clinic
- ・ ロバツェ : Peleng East Clinic
- ・ パラペ : Extension 11 Clinic
- ・ サウス・イースト : Magope Clinic
- ・ チャールズ・ヒル : Mamuno Border Clinic
- ・ オカバンゴ : Gumare Primary Hospital

(ご連絡先)

在ボツワナ日本国大使館

住所 : 4th floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間 : 8 : 30 - 12 : 00 14 : 00 - 16 : 30

電話 : (+267) - 391 - 4456